

平成 23 事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表(案)

平成 24 年 7 月 31 日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成23事業年度における業務の実績に関する項目別評価総括表

| 評価項目 | | 評 価 | |
|------------------------|---------------------------------|--------------|---|
| | | 評価 (AA~D) | 理 由 |
| 業務 の 効 率 化 | 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | |
| | 1 人件費の削減 | A | <p>人件費の削減について、以下のとおり、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 平成23年度人件費予算については、非常勤であった役員の常勤化等の影響により平成22年度決算額に対し約6百万円の増が見込まれたが、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減を達成した。 なお、中期目標の基準年である平成17年度(197百万円)と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。</p> <p>(2) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」の成立に伴い、総務省大臣官房総務課特別基金事業推進室より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に役員報酬規程、職員給与規程を改定した(平均約8%強の削減)。</p> <p>(3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適切かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果等について公表することについては、平成23年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。一方で、上記(1)(2)のとおり国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、対国家公務員指数について、平成23年度公表では108.6(平成22年度公表109.0)で、平成22年度より0.4の改善となっている。これは、基金の事務所が東京都新宿区に所在すること(特別都市手当12%)などにより、100を超えているものの、東京都特別区に在勤する者と比較すると、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準であった。</p> <p>(4) 結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となり、着実な取組が行われたと評価できる。</p> <p>「必要性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり必要な施策である。</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| | | <p>「効率性」 人件費の削減及び給与水準等の見直しを行うことは、基金の業務を健全に運営する上で、効率的な方法である。</p> <p>「有効性」 人件費について、国家公務員に準じた削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行うことは、法人として当然の責務であり有効な施策である。</p> |
| 2 外部委託の推進 | A | <p>基金では、外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進してコスト削減に努め、特に、外部のノウハウの活用の促進、外部委託業務の事務の改善により、電話対応業務において、委託先のコールセンターからの基金への電話転送件数が激減（平成22年度4,014件（転送率8.1%）⇒平成23年度104件（転送率0.58%））した等、「質」の観点からの外部委託の推進も達せられたと認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 小規模な法人が、外部委託により経費の削減を図りながら外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、必要な手法である。</p> <p>「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を、外部に委託することは、質の良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。</p> <p>「有効性」 小規模な法人が、外部委託により外部の専門の能力等を活用して業務を効率的に推進することは、有効な手法である。</p> |
| 3 組織運営の効率化 | B | <p>「機動的な人員配置を行う」としながらも、大幅な人員配置の変更を行ったとはいえないが、一方で、職員の内部振替や人員削減の取組実績はあり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等、請求に対する慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減の取組、標準処理期間内の処理率1か月もの97.5%・3か月もの92.1%等となったことから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 業務体制の見直し及び業務内容に応じた人員配置は、組織運営の活性化のために必要な取組である。</p> <p>「効率性」 小規模な組織において、業務内容に応じて人員配置を行うことは、限られた人員で業務を円滑に</p> |

| | | |
|---|----------|---|
| | | <p>遂行する上で、効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 小規模な組織において、業務体制の見直しを行うことは、限られた人員で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効な手法である。</p> |
| 4 | 随意契約の見直し | <p>A</p> <p>随意契約の見直しについて、以下のとおり、競争性及び透明性が十分確保され契約の適正化を推進する取組が着実に実施されていることから「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月30日)等に基づいて取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、平成23年度の随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。特に随意契約の総額が22年度は1億61百万円に対し、23年度は59百万円に減少した。</p> <p>なお、平成23年度の契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度実績と比べて8.8ポイント、平成22年度実績と比べて25ポイントそれぞれ増加しているが、これは平成22年度以降の事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、基金の運営に係る国有財産使用料、官報掲載料などの「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。</p> <p>(2) 平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約内容を契約監視委員会委員に説明し、了承を得た上で契約を結んだ。</p> <p>(3) 第4回契約監視委員会を開催し、平成23年度契約案件については契約監視委員会で承認された。また、契約監視委員会による点検、見直し状況等についてホームページで公表した。</p> <p>(4) 監事によるチェックについては、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。</p> <p>「必要性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること及び一般競争入札を推進することは、競争性、透明性、公平性が十分確保された契約を推進することでもあり、随意契約の見直しのために必要である。</p> |

| | | | |
|---------------------------|--|---|---|
| | | | <p>「効率性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進することは、無駄を省くために効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 「随意契約等見直し計画」等に基づく取組を着実に実施することは、適正に契約を行うために有効な手段である。</p> |
| 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 | 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | | |
| | <p>6 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給</p> | A | <p>平成23年度の特別給付金支給事業について、「一件でも多くの方に、一日も早く支給を」との理事長指示の下、以下のとおり、法案立案時推計約67,000人を上回って支給事業（受付、認定、支給）を実施した等の成果が認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 法案立案時推計の約67,000人に対し、推計を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給した。 また、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）が12,297件となった。</p> <p>(2) 特別給付金制度は議員立法により創設されたものであり、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>(3) さらに、「戦後強制抑留者」等の確認に当たっては慎重かつ適切な対応を行った。また、対象者が高齢であることを踏まえ、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行い、特別給付金の受給者等から基金の取組に対するお礼の声も寄せられた。</p> <p>(4) 上記に加え、特別給付金の認定通知を送付する際に、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するよう、内閣総理大臣からの書面も同封した。</p> |

| | | |
|---------------------------|----------|--|
| | | <p>(5) 東日本大震災被災者のうち、特別給付金の認定通知書及び内閣総理大臣の書面が返送されたもの14件について、個別に避難先市町村の担当者を探し出し、個人情報保護に留意しながら、直接電話で依頼し、無事届けることができた。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金を支給するというものであり、基金が行う慰藉の念を示す事業として必要な施策である。</p> <p>「効率性」 戦後強制抑留者に対し、特別給付金の支給を行い、その支給にあわせて内閣総理大臣の書面を同封したことは、その労苦を慰藉する手法として効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業は、強制抑留者に対する慰藉の念を示す事業として有効な施策である。</p> |
| <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p> | <p>A</p> | <p>特別給付金支給事業実施の周知については、総務省の指導等を踏まえ、新聞等による広報を実施したほか、ホームページでの掲載や、新たに雑誌による広報を行うなど、昨年度に引き続ききめ細やかな広報活動を適時に実施した。経費節減の中で様々な手段を講じた広報活動を実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加しており、申請者掘り起しの効果が以下のとおり認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 広報効率の良い広報を実施するための団体として全国の抑留者関連団体を探し出し、ポスターを掲出する等を行ったところ、請求書希望件数が6・7月に比べ8・9月は3倍の増加となった。</p> <p>(2) また、特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けた者であって、平成23年7月に至っても請求のない者(11,603人)に対し、基金から直接電話をし、請求意思のある940人について請求手続きの案内を実施した。</p> <p>(3) 地方公共団体等への数度にわたる広報依頼等により、地方公共団体等の広報誌等に掲載され、11月に比べ12月・1月は請求書希望件数が63～70件の増加となる等の成果があった。</p> <p>(4) 報道機関への資料配付や取材協力により、「おはよう日本」等で放映され、3月は11月に比べ請求書</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>希望件数が6倍となった。</p> <p>(5) 特別給付金認定68,106件のうち、12,297件は、特別給付金請求の案内を送付していない者(特別慰労品の贈呈を受けていない者)からの請求であったことは、広報努力によるものと認められる。</p> <p>「必要性」 一人でも多くの戦後強制抑留者に特別給付金を支給するために、様々な広報媒体を利用し、きめ細かい広報活動を積極的に展開することは、必要である。</p> <p>「効率性」 全国に居住する戦後強制抑留者に対し、広く周知するために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、効率的である。</p> <p>「有効性」 請求の促進を図るために、雑誌、新聞、ラジオでの広報の実施、全国の老人関係福祉施設等へのポスターの頒布等を行うことは、有効な施策である。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|----------------------|----------|--|
| <p>(5) 標準審査期間の設定</p> | <p>A</p> | <p>標準審査期間については、平成22年度の標準審査期間内処理率は短期間に請求が集中したこと等から20%程度であったが、平成23年度においては、標準審査期間内処理率が1か月ものについて97.5%、3か月ものについて92.1%となり、処理に要した期間が標準処理期間を超えたものは1か月もので0.3%、3か月もので0.2%となり、特別給付金の標準審査期間内の審査がほぼ実施されたこと（なお、24年3月中に受付けたものについては、1か月もの及び3か月ものいずれについても、すべての案件について標準処理期間内に処理されていること）から、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 特別給付金は、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため支給されるものであり、請求書受付から認定までの審査期間を適切に管理しつつ、事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に特別給付金の支給を行うことは必要な施策である。</p> <p>「効率性」 特別給付金に係る標準審査期間を定めることは、申請者に標準的な審査期間を知らしめるのみならず、審査事務の進捗管理を行う上で効率的であると認められる。</p> <p>「有効性」 特別給付金の審査期間を把握し、管理することは、適確な業務運営に資する有効な施策と認められる。</p> |
| <p>(6) 申請者への通知</p> | <p>A</p> | <p>申請者への通知については、以下のとおり送付することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 特別給付金の権利を有する者14,544人に対して認定通知書を送付し、権利を有しない者386人に対して非該当の理由を付して却下通知書を送付した。</p> <p>(2) 認定通知書は、認定後ご本人の名前が入った内閣総理大臣の書面を同封して1週間後に送付した。また、却下通知書については、決裁後理由を付して速やかに送付した。</p> <p>「必要性」 申請者に審査結果（処分の内容）を速やかに通知することは、申請者に対する応答の義務の観点からも必要性の高い業務である。</p> <p>「効率性」 申請者に直接審査結果を通知するものであり、効率性の高い方法である。</p> |

| | | | |
|------------------------------|------------------|---|--|
| | | 「有効性」 申請者は、通知によって処分内容を知り得ることとなり、その時点が行政救済の起算点となることから有効な手段である。 | |
| 7 その他の重点事項 (3) 地方公共団体との連携 | A | <p>地方公共団体等との連携については、以下のとおり連携が図られていると認められることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 入ソ事実等の調査については、44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得た。</p> <p>(2) 地方公共団体等の広報誌やホームページへの掲載については、多くの地方公共団体等から協力を得ており、また地方公共団体等の自発的な請求案内があった。</p> <p>(3) 地方公共団体等の広報担当者に対し、直接、特別給付金制度について丁寧に説明したほか、窓口担当者を介して請求の相談に対応した。</p> <p>「必要性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に広報等の協力を依頼したり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは必要な手段である。</p> <p>「効率性」 特別給付金支給に当たって、戦後強制抑留者の身近にある地方公共団体等に情報提供をしたり、広報を依頼することや、軍歴の確認の作業を陸軍関係の軍歴証明書等の書類を保管している都道府県に照会を要請することは効率的な施策である。</p> <p>「有効性」 特別給付金支給事業を円滑に実施するために、地方公共団体等に情報提供や広報依頼を行ったり、都道府県が有している陸軍関係の軍歴証明書の確認事務を要請することは有効な施策である。</p> | |
| 財務内容の改 | 第4 予算、収支計画及び資金計画 | A | <p>運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画については、以下のとおりであることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 運用資金の管理面においては、金融機関から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。また、運用面についても、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベ</p> |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 善 | | | <p>ースで576百万円の収入を上げており、適切に行われたものと認められる。</p> <p>(2) 予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている。さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>「必要性」 政府から出資された1億円及び特別準備金は、その安全確実な運用に努めなければならないものであり、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、適切な予算執行管理を行うことは、必要である。</p> <p>「効率性」 資金の安全確実な管理・運用を行うために、内部牽制等を実施していること、また、予算の執行実績について定期的に役員会で報告を行っていることは、効率的と判断できる。</p> <p>「有効性」 資金の適正な管理・運用及び適切な予算管理は、法人の業務運営に必要なものであることから、内部牽制等により健全な管理・運用を行うこと、また、役員会を通じて適切な予算管理を行うことは有効な施策と認められる。</p> |
| その他 | <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2 人事に関する計画</p> | B | <p>適切な内部事務を遂行するため職員の業務に必要な研修等については、平成23年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。一方で、機会を捉えて外部の研修に職員を派遣し、また、内部研修を行っていることから、「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>「必要性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務の遂行のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図ることは、適切な内部事務を遂行するための効率的な手法である。</p> <p>「有効性」 職員に研修等を受講させることは、職員の資質の向上と能力開発の推進と意識向上を図る上で有効な手段である。</p> |

| | | |
|-------------------------------------|----------|--|
| <p>3 その他業務運営に関する事項 (1) 環境対策</p> | <p>A</p> | <p>環境対策については、以下のとおり、環境方針の下、環境に配慮した業務運営を継続的に行っていることから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全25品目に対し目標の100%調達を達成している。</p> <p>(2) 東日本大震災後において節電対策を実施した。</p> <p>(3) その他、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行った。</p> <p>「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、環境に常に配慮して業務を運営することは必要である。</p> <p>「効率性」 環境方針として「環境物品等の調達を推進するための方針」を表明して限られた資源を有効活用し、環境物品等を調達する際に実践することは環境対策として効率的である。</p> <p>「有効性」 基金の環境に対する理念・取組を環境方針として表明し、実践することは、限られた資源を有効活用するために有効な施策である。</p> |
| <p>(3) 職場環境</p> | <p>A</p> | <p>職場環境について、以下のとおり、メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について、管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、「目標を十分達成」と評価できる。</p> <p>(1) 新企画として全役職員を対象に、弁護士による人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての講演を実施した。</p> <p>(2) 「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催及び女性の相談員の配置、相談体制の周知を行った。</p> <p>「必要性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも必要な施策である。</p> |

| | | |
|----------------|---|---|
| | | <p>「効率性」 メンタルヘルス、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止の取組について、一層の配慮に努め、役職員に周知することは、問題発生を未然に防ぐ措置として効率的である。</p> <p>「有効性」 職場環境を適正なものに保ち、その管理を徹底し一層の配慮に努めることは、職場環境の保持、役職員の健康管理のためにも有効な施策である。</p> |
| 4 内部統制・ガバナンス強化 | B | <p>内部統制・ガバナンス強化について、以下のとおりであることから「目標を概ね達成」と評価できる。</p> <p>(1) 「平成23年度業務等運営方針」の策定や「理事長と法人ミッションを語る」懇談会等の開催を通じて課題の洗い出しとその対応を実施した。</p> <p>(2) 「平成23年度監査方針」に基づく定期監事監査などの実施により、監事による監査の強化を図った。</p> <p>(3) 理事長の「平成23年度業務等運営方針」の策定期間は平成23年7月末であり、監事の「平成23年度監査方針」の策定期間は8月であった。</p> <p>(4) 本法人は、小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効果的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取り組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。</p> <p>「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化をするためには、理事長がリーダーシップを発揮できる環境整備等を行うことは効率的である。</p> <p>「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、基金が活力ある運営を行っていくために有効な施策である。</p> |

| | | |
|----------------------------------|----------|---|
| <p>第9 経過規定 4 基金の解散に向けた取組</p> | <p>C</p> | <p>基金の解散に向けた取組について、以下のとおりであることから「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</p> <p>(1) 解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、国へ承継する資産・債務の洗い出し等、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。</p> <p>(2) しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存・破棄・整理等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。 また、引継内容等の洗い出し等についても、積極的な取組みが必ずしも十分でなかったため、終了していないなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。 今後は、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。</p> <p>(3) 寄託品の寄贈への切替えについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきところ、平成23年度においても処理を行い、13名(74点)から寄贈承諾書を得ることができ、6名(69点)に資料を返還した。</p> <p>(4) (財)全国強制抑留者協会から申請のあった「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」及び「慰藉事業収入・支出計画」について、審査の上、承認を行い、また、慰藉事業の実績報告を受けることにより、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。</p> <p>「必要性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために必要な施策である。</p> <p>「効率性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散に向けた効率的な取組である。</p> <p>「有効性」 国へ承継する資産・債務の洗い出し等を行い、総務省と連携して取組を行うことは、基金の円滑な解散のために有効な手段である。</p> |
|----------------------------------|----------|---|

